

国民健康保険税納税通知書の 発送および軽減制度

◆納税通知書の発送

平成23年度国民健康保険税納税通知書を、7月中旬に発送します。第1期の納期限は8月1日(月)です。税率や限度額は昨年度と変更ありません。

通知書を確認ください。
◆非自発的離職者の軽減
会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。

なお、昨年度年金からの天引き(特別徴収)により納付していた方でも、年齢要件等により今年度から納付書または口座振替による納付(普通徴収)に変更となっている場合がありますので、必ず納税

▼対象Ⅱ次の全部に該当する方
・平成21年3月31日以降に非自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること
・公共職業安定所(ハローワーク)が発行する雇用保険受給資格者証をお持ちで、次の

後期高齢者医療制度の 平成23年度保険料額が決定

後期高齢者医療制度の平成23年度保険料額が決定します。7月中旬に、保険料額の決定通知書が届きますので確認ください。

◆保険料の納付方法

▼年金から保険料を納める方
2カ月1度支給される年金から保険料が納付されます。▼納付書で保険料を納める方
年金の受け取りが年額18万円未満の方、介護保険料と合わせた保険料額が年金の受け取り額の半分を超える方は、原則として、納付書による納付となります。また、75歳の誕生日を迎えた年度は納付書による納付になります。

◆口座振替で保険料を納める方

▼年金からの納付を希望されない方、納付書払いを希望されない方は、指定の口座から保険料が引き落とされる口座振替を選択できます。希望する方は手続きが必要となります。口座振替名義人の通帳、

▼均等割額が9割軽減されます
③世帯の総所得金額が基礎控除額(33万円)+24万5千円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯の方
④均等割額が5割軽減されます
⑤世帯の総所得金額が基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯の方

◆保険料の軽減

国の経済危機対策などにより、次の①～⑥に該当する方は、保険料が軽減されます。
※保険料は、75歳以上の方・65歳以上75歳未満の一定の障害がある方の全員が負担する「均等割額(37,400円)」と所得に応じて負担する「所得割額(所得税率7.29%)」の合計です

◆所得割額の軽減

①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
↓均等割額が8.5割軽減されます

①または②として失業給付を受ける方
①雇用保険の特定受給資格者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・31・32の方)
②雇用保険の特定理由離職者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23・33・34の方)
※高年齢受給資格者証または特別受給資格者証をお持ちの方は対象となりません

◆軽減内容

対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定します。
※対象者の給与所得以外の所得

◆対象者の給与所得以外の所得

②①の方で世帯内の75歳以上の方全員の年金収入が80万円以下でほかの所得がない世帯の方
↓均等割額が9割軽減されます
③世帯の総所得金額が基礎控除額(33万円)+24万5千円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯の方

◆均等割額が5割軽減されます

④均等割額が9割軽減されます
⑤世帯の総所得金額が基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯の方

◆所得割額の軽減

①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
↓均等割額が8.5割軽減されます

◆所得割額の軽減

①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
↓均等割額が8.5割軽減されます

◆所得割額の軽減

①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
↓均等割額が8.5割軽減されます

◆所得割額の軽減

①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
↓均等割額が8.5割軽減されます

◆所得割額の軽減

①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
↓均等割額が8.5割軽減されます

◆所得割額の軽減

①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
↓均等割額が8.5割軽減されます

◆所得割額の軽減

①世帯内の75歳以上の方全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方
↓均等割額が8.5割軽減されます

得や、他の被保険者の所得は軽減の対象となりません
▼対象期間
離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間
※社会保険への加入等により国民健康保険を脱退すると軽減は終了となりますが、再就職しても引き続き国民健康保険の被保険者となる場合は軽減の対象となります

◆手続方法

雇用保険受給資格者証、認印、身分証を持参のうえ、住民課または税務課で手続きをしてください。

◆税務課住民税班

☎(70)0321

平成23年度の介護保険料額が決定

平成23年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に納入通知書が届きますので、確認ください。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、町民税の課税状況、前年の所得等にに応じて6段階に分けられます。

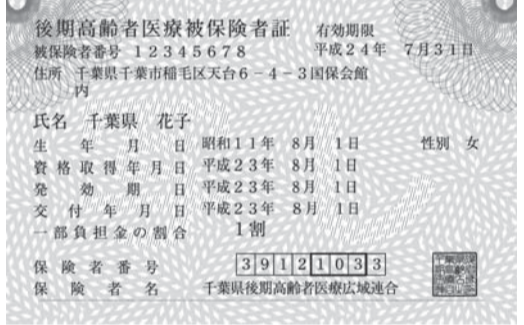
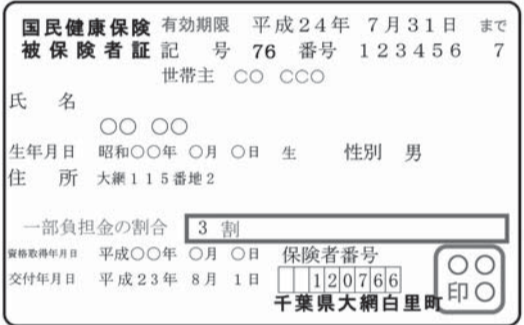
介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する公費と、皆さんに納めていただく介護保険料を財源として運営されています。

被保険者証は大切に

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証が、更新されます。

新しい被保険者証は、7月末日までに書留郵便で郵送されますので、届きましたら古い被保険者証は役場に返却するか、破棄してください。

1人1枚のカード式になっていますので、携帯に便利です



平成23年度の介護保険料額が決定

たとき、安心してサービスを利用できるよう、期限内の納付をお願いします。

◆特別徴収
年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより保険料を納める特別徴収となります。

◆普通徴収
年金が年額18万円未満の方は、新たに65歳になった方、他の市区町村から転入した方、保険料の所得段階が変更になった方などは納付書により保険料を納める普通徴収となります。

問健康介護課介護保険班

☎(70)0309

ねんきん十ビ

国民年金保険料の免除制度があります

日本に住む20歳以上60歳未満のすべてが公的年金に加入することを義務付けられています。

国民年金の平成23年度の保険料は15,020円ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請することにより保険料の納付が免除されます。

この制度を利用する場合は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ一定の基準以下であることが条件となります(別表)。

ただし、一部免除制度は、納付すべき保険料が未納の場合、免除が無効

免除申請の対象となる所得の目安・納付額

扶養人数	全額免除	一部免除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
3人(夫婦、子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
1人(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
扶養	57万円	93万円	141万円	189万円

このほか、次の免除・猶予制度があります。

▶若年者納付猶予制度=30歳未満の方 ▶学生納付特例制度=学生の方

▶法定免除=障害年金受給者または生活保護の方

問住民課国保年金班 ☎(70)0334

災害時の燃料供給で協力

石油業組合山武支部 大網白里地区と協定



災害発生時などの燃料確保を目的として、町と石油業組合山武支部大網白里地区は、「災害時における石油類等の供給に関する協定書」を締結しました。

この協定では、地震や風水害などの災害発生時や、災害のおそれがあるとき、町から要請を受けた石油業組合が、燃料の供給で協力することになります。

6月14日に調印式が行われ、金坂昌典町長と石油業組合山武支部大網白里地区代表の田邊光邦氏が、協定書を交わしました。

金坂町長は「今回の震災では、全国的に深刻な燃料不足に悩まされた。この教訓を生かし、緊急時に燃料を確保できる体制を整えたい」と話しました。